

農林業

遊休農地利用して
憩いの場づくりを

500平方メートル以上の遊休農地を利用し、花畑などの憩いの場所づくりを行う団体に、花の種代や苗代の一部を補助します。

補助額 2万円以内
対象 自治会や子ども会育成団体など、先着5団体
申し込み 5月7日(水)から農林課 ☎890-6703へ

春の昭和の森で
植樹しませんか

昭和の森で春の整備と記念植樹を行います。記念植樹の若木(2000本予定)は当日会場で1,000円

教育委員会会議
傍聴できます

□教育委員会5月定例会
日時 5月12日(月)午前10時30分
会場 市役所11階南会議室
対象 一般、先着10人
申し込み 当日午前10時〜10時20分に会場へ直接
○：問い合わせは教育委員会総務課 ☎890-5802へ。

商工業

パソコン操作学び
就職に役立てよう

就職促進のためのパソコン初級講座を開催。ワードとエクセルの基本操作を学びます。

日時 6月5日〜8月28日(8月14日を除く)の木曜12回、午後6時30分〜8時30分
会場 総合教育プラザ
対象 市内在住・在勤(パート可)でパソコンの基本操作ができる人、15人(抽選)
費用 4,200円
申し込み 5月16日(金)までに往復ハガキで。住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記し市役所商工振興課「パソコン初級講座希望」(☎890-6617)へ

菓子まつりで
高橋英樹さん講演

第31回前橋菓子まつりを開催。菓子の展示・販売、菓子作り体験などを行うほか、俳優・高橋英樹さんが講演します。

日時 5月29日(木)午後4時(講演会は午後6時30分)
会場 県民会館
入場料 1,500円(当日は1,800円)

で販売します。
日時 5月11日(日)午前10時〜午後0時30分(小雨決行)
会場 昭和の森(富士見村)
対象 なたでも
用意する物 作業ができる服装、草刈用具(カマなど持っている人)、飲み水、雨具
○：問い合わせは昭和の森整備実行委員会 ☎255-3450へ。

環境衛生

エコフェスタに参加し
環境意識高めよう

エコフェスタを開催。G・F・I・V Eショー、サーカス学校演技などを行います。

日時 5月10日(土)午前9時30分〜午後2時30分
会場 サンデン赤城事業所(粕川町中之沢)
○：問い合わせはサンデン同所 ☎280-9800へ。

河川や道路清掃など
活動団体に助成金

県では、道普請型ぐんまクリーン大作戦を展開します。河川・道路の草刈りや平地林の清掃・植栽、耕作放棄地の花の景観づくりなど、自発的に美化保全運動を行う自治会やボランティア団体などへ補助金を交付



講演する高橋英樹さん

前売り 前橋菓子組合加盟店で
○：問い合わせは前橋菓子組合事務局 ☎232-6261へ。

中心市街地活性化に
出店支援します

中心市街地の活性化を進めるため、空き店舗を活用して新たに出店を希望する小売業や飲食業、サービスの経営者を支援します。活性化に寄与し審査を通過した人に、家賃や改装費の一部を補助。詳しくは問い合わせてください。

補助対象 家賃、店舗改装費の一部
申し込み 12月1日(月)までに所定の申込用紙に記入し、にぎわい観光課(☎210-2188)へ直接

税

お済みですか
市税の納付

5月12日(月)から18日(日)までは市税の特別滞納整理期間です。この期間

あなたも
計量モニターに

計量モニターを募集します。内容は説明会と報告会への出席、家庭での商品計量とその記録です。謝礼5,000円と料理用はかりを贈呈。なお、モニターにはデジタル式はかりを貸し出します。

期間 6月〜8月
対象 一般、10人(選考)
申し込み 5月19日(月)(必着)までにハガキで。応募の動機と住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号を明記し、〒371-0853 総社町二丁目5-1・計量検査所(☎255-2218)へ
□計量モニターの集計結果
昨年度の集計結果がまとまりました。これは、日ごろ購入して

します。助成を受けるには事前に登録が必要。申請書は、市役所道路管理課・農村整備課、大胡・宮城・粕川の各支所に置いてあるほか、県ホームページ(http://www.pref.gunma.jp/)ダウンロードもできます。
対象 10人以上の団体

に市職員が滞納世帯を訪問し、個々の事情に応じて税の納付を勧めます。なお、市職員は写真付の証明書を持参しています。

また、市税をまだ納めていない人で納付書が督促状をお持ちの場合は、金融機関または市役所収納課、各支所・出張所で納付できます。便利な口座振替もあります。申し込みは金融機関・郵便局へ。
□休日・臨時納税・相談窓口
平日に来庁できない人のために臨時納税・相談窓口を開きます。
日時 5月18日(日)午前8時30分〜午後4時
会場 市役所収納課
○：問い合わせは収納課 ☎890-6233へ。

軽自動車税は
5月が納付月です

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税され5月が納付月です。所有者などに変更があるときは、次の手続きをしてください。

●原付自転車(125cc以下のバイク)・小型特殊自動車
①譲渡などで本人以外が使用しているときは、名義変更(新旧所有者の記名・押印、車体番号がわかる物が必要)②本市以外で使用(譲渡を含む)ときは、ナンバーを返還。転出先で新しいナンバーを受ける③



食の安心にもつながります

る商品が正しく計量されているか調査したものです。昨年度は、適正(誤差がプラス4%〜マイナス2%)が、99.1件(71.6%)、超過(誤差がプラス4%を超える)は318件(22.9%)、不足(誤差がマイナス2%を超える)は76件(5.5%)でした。商品別では野菜や豆類加工品に超過が多く、魚介類加工品や海藻に不足が目立ちました。

申し込み 6月2日(月)までに郵送で。所定の申込用紙に記入し、〒372-0013 伊勢崎市上植木本町2731-4・伊勢崎アシスタンスセンター(☎0270-25-1793)へ直接
○：問い合わせは前橋土木事務所 ☎234-4224へ。

使用しないときは市民税課、各支所で廃車(ナンバーと印鑑を用意)。

●軽自動車税の減免
障害者自身が所有する軽自動車などを本人やその家族が障害者のために使用するときは、申請することで軽自動車税が減免されることがあります。該当する人は、申請書を納期限の7日前までに市民税課、大胡・宮城・粕川支所へ提出してください。
○：問い合わせは市民税課 ☎890-6205へ。

□軽二輪・二輪の小型自動車・軽四輪
車種によって手続き場所が異なります。軽二輪(125cc超250cc以下)は自動車整備振興会 ☎261-0221、二輪小型自動車(250cc超)は関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021、軽四輪は軽自動車検査協会 ☎261-4621へ問い合わせてください。

自動車税の納税
期限守って

自動車税は6月2日(月)までに納税してください。コンビニエンスストアでも納税できます。
5月12日(月)を過ぎても納税通知書が届かない場合は問い合わせてください。
○：問い合わせは前橋県税事務所 ☎234-1800へ。